

令和元年 月 日

保護者様

京都府立鳥羽高等学校
校長 山埜 茂彦

「学校において予防すべき感染症」（インフルエンザ）にかかる欠席について

学校保健安全法により、インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）については出席停止となります。つきましては、出席停止基準にしたがって、下記の報告書および受診した証明（薬表等の写し）を添えて、登校の際に保健室まで提出してください。

なお、出席停止の基準よりも早く登校する場合のみ、医療機関で、**主治医記入欄**に必要事項の記入をお願いしてください。

* 出席停止の基準および書類の書き方は裏面を参照してください。

記

京都府立鳥羽高等学校長 様

「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

年 組 番 氏名

1 感染症名

2 欠席期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 その他(インフルエンザの場合)

発 症 日	月 日
解 熱 日	月 日

令和 年 月 日

保護者氏名 印

主治医記入欄

年 組 氏 名

診断名

上記のとおりです。

令和 年 月 日より登校可能です。

令和 年 月 日

医療機関名

保健だより - 出席停止書類の書き方 -

令和元 11月 19日
京都府立鳥羽高等学校
全日制保健部

本校でもインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）で欠席する生徒が出始めています。突然の悪寒や発熱には十分注意し、無理をしないようにしてください。

なお、インフルエンザやインフルエンザ様疾患は、出席停止の扱いになりますので、医療機関で診断されましたら、速やかに学校へ知らせ、ゆっくり休養するようにしましょう。

また、治って学校に登校するときは、下記の要領で手続きをしてください。

1 出席停止基準の「発症後 5 日を経過、かつ解熱後 2 日を経過するまで」の日数の数え方

登校していいのは、この2つがそろった時

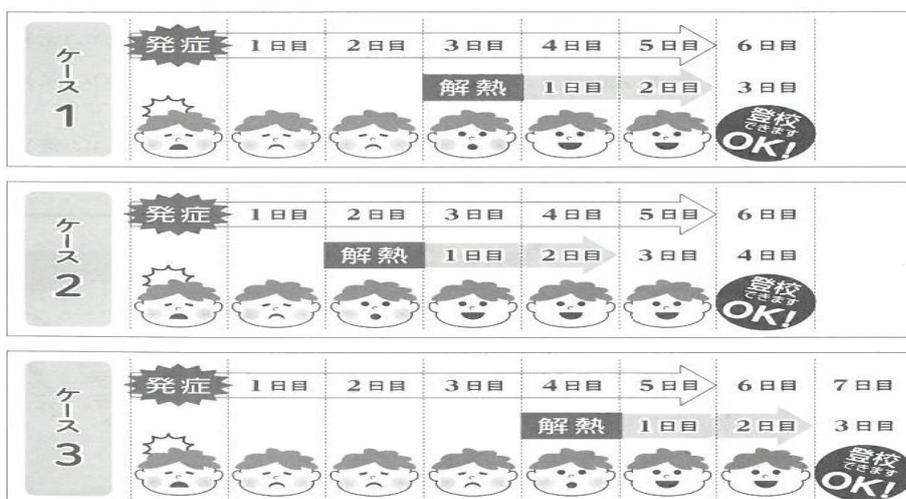
解熱後
2日が経過している

+

発症後
5日が経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK



「健」H29.12月号より

2 『「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書』の書き方

京都府立鳥羽高等学校長 様

「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

年 組 番 氏 名 _____

1 感染症名 _____

2 欠席期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 その他(インフルエンザの場合) | 発症日 月 日 _____
| 解熱日 月 日 _____

令和 年 月 日 保護者氏名 _____ 印

◆左の「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書と受診を証明するもの（お薬情報の写しなど）を、治癒後はじめて登校した朝に、保健部に提出してください。

***上段を保護者が記入してください**

「発症日」、「解熱日」も忘れずに記入してください

「発症日」は、一般に38度以上発熱した時をいいますが、受診時に医師に確認してください。

主治医記入欄

年 組 氏 名 _____

診断名 _____

上記のとおりです。
令和 年 月 日 より登校可能です。

令和 年 月 日 医療機関名 _____

***上記の出席停止期間の前に登校するときは、**
下段の主治医記入欄に医師の許可を得てください。
(規定どおりの時は必要ありません)